

後期高齢者医療保険被保険者の菊陽町重度心身障害者医療費(重心医療)助成の申請方法が一部変更になります！

※令和8年8月診療分から後期高齢者医療保険被保険者を対象に自動償還払方式を導入します。(後期高齢者医療保険以外の方は変更ありません)

健康保険の種類	年齢	支払方法	医療機関窓口での徴収(支払い)
○国民健康保険 ○社会保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	70歳未満 (一般)	現物給付	<重心医療自己負担額>注1 ○入院:1医療機関 2,000 円/月まで ○外来:1医療機関 1,000 円/月まで ※ただし、医療費の一部負担金が1月で1つの医療機関と調剤薬局などで21,000円(診療点数の総点数 7,000 点)を超える場合は、高額療養費に該当する可能性があるため、今までどおり医療機関窓口で医療費を支払い、町に申請が必要です。→償還払
	70歳以上 75歳未満 (前期高齢者)	償還払	健康保険の自己負担額(1割～3割)を医療機関窓口で支払う。 その後、町に領収書等を持参し、助成申請を行う。
○後期高齢者医療保険	75歳以上 (後期高齢者) 又は65歳以上で障害認定の方	自動償還払	これまでどおり健康保険の自己負担額(1割～3割)を医療機関窓口で支払う。 その後、役場窓口への申請は不要で、重心医療自己負担額を差し引いた差額が、自動的に口座に振り込まれる ※令和8年7月診療分までは、これまでどおり申請が必要です。 ※薬局分はこれまでどおり申請が必要です。後日窓口に領収証を持参して申請してください。注 2

注1 外来の場合、同一月の処方箋医療機関と調剤薬局を合わせて、1,000 円(重心医療自己負担額)を超える場合は、受給資格者から町に対して助成申請が必要です。医療機関と調剤薬局の領収書をご持参下さい。1,000 円との差額を助成します。

注 2 外来の場合、同一月の処方箋医療機関と調剤薬局を合わせて、1,000 円(重心医療自己負担額)を超える場合は、受給資格者から町に対して助成申請が必要です。調剤薬局の領収書をご持参下さい。1,000 円との差額を助成します。(病院等医療機関の領収証は不要です)

■注意事項

- 1 受給者資格者証左上に**現物**の記載がある方は、医療機関窓口でマイナ保険証(※)と「菊陽町重度心身障害者医療費受給資格者証」(水色)を必ずご提示下さい。
- 2 以下の場合、受給資格者証を提示しても現物給付の対象にはなりません。
これまでどおり、町の窓口へ領収書を持参し申請後、口座へ振込む「償還払方式」となります。
 - (1) 熊本県外の医療機関・調剤薬局での診療及び調剤
 - (2) 針・灸・あんま・マッサージの施術
 - (3) 医療機関で受給資格者証の提示がない場合
 - (4) 窓口負担額が月21,000円を超えるもの(診療点数の総点数が月7,000点以上の場合)
 - (5) 受給資格者証左上に**償還**の記載がある方
- 3 医療費が高額になる場合は、医療機関窓口で「限度額認定証」等のご提示もお願いします。
また、更生医療(人工透析等)や特定疾病、特定疾患(難病)、精神通院等の受給者証をお持ちの方は、そちらの受給者証もあわせてご提示お願いします。
- 4 こども医療、重心医療、ひとり親医療の併用はできません。(いずれか1つを選択)
- 5 ご加入の健康保険組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に、高額療養費または附加給付の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意下さい。

次のようなときは、役場への届出が必要です！

- 住所や氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき(WEB 申請可)
- 受給資格者が亡くなったとき
- 菊陽町外へ転出するとき
- 受給資格者証を紛失したとき
- 生活保護を受けることになったとき
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳の等級や有効期限が変わったとき
- 口座を変更したいとき(WEB 申請可)
- 確定申告用の助成明細の送付を希望するとき(WEB 申請可)

WEB 申請 QR コード



【問合せ先】 菊陽町福祉課 障がい福祉係 TEL:096-232-4913